

山口県報

平成28年
10月7日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………(環境政策課)……………一
- 救急病院の認定(医療政策課)……………五
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………五
- 保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課)……………五
- 保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………五
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………六
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………七
- 平成二十八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)……………七
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………八
- 公安委告示
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………八

山口県告示第三百八号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十月七日から同月二十七日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 県道岩国大竹線道路改良(森ヶ原第一トンネル)工事シマダ・時

盛建設特定建設工事共同企業体

住 所 山口市大内御堀三二七三番地の五

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 県道岩国大竹線道路改良(森ヶ原第一トンネル)工事業所

所在地 岩国市御庄字久津神一〇九番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力 (m^3 /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	
五五	二五	平成二八、 一〇、二八	平成二八、 一、二六	平成二八、 一、二六
備考	「五五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十五号の生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラントをいう。			
			断 続	使用時間一日当たりの使用時間 四時間 季節的変動なし

山口県告示第三百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前
評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十月七日から同月二十七日までの
間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
七・五	八・五	五・八	一〇	一五	二五	五〇	三	一〇	一五	一	二	三二〇	三八〇	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	種類	項目		汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
排水処理施設	鋼鉄製	一〇・五	七・五	二・五	八・五	二〇	一〇	三〇	二五	五〇	三	一〇	一五	二	四	三三〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /時)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	変動なし	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
										平成二八、二八	平成二八、二六	平成二八、二六
鋼鉄製	鋼鉄製	鋼鉄製	三〇	中和・凝集沈殿	連続	二四時間	概ね変動なし	変動なし	平成二八、二八	平成二八、二六	平成二八、二六	

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
五五	一一	二二	三〇	二〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	一五	二五	二	四	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

覽に供する。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ジャパンファインスチール株式会社
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年
六五	一七	平成二八、 一〇、二八	平成二八、 一〇、三二	平成二八、 一、一
六六	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
六五	〃	〃	〃	〃

備考 「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めっき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
六五	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	通 常 最 大
四	六・二	八〇	一〇
六五	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)	通 常 最 大
六五	三〇	五	一〇
六五	通 常 最 大	磷 ^{りん} (mg/l)	通 常 最 大
六五	〇・四	〇・八	一〇

No. 6	No. 5
排水口	排水口
〃	〃
〃	〃
七	三・六
一一	六・二
九	一〇
〃	〃
〃	〃
六	五・四
一五	八・一
〃	〇・七
一・五	一・三
一九	七六
三三	一〇五

山口県告示第三百十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
周防大島町立橋病院	大島郡周防大島町大字西安下庄三九二〇の一七	平成三一、九、三〇
周防大島町立東和病院	大字西方五七一の	〃

山口県告示第三百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊田町土地改良区	平成二八、九、二八

山口県告示第三百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る保安林の所在場所

- 一 大島郡周防大島町大字西安下庄字黒磯一一二四三の三、字小池一一二四五の五、一一二四五の六
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第三百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市洪木字狐尾五三の二、五三の二(次の図に示す部分に限る。)、五三の三、五三の四、字権現五一五、五一九、五一九第一、五一九第二、五二〇、五二一の二から五二二の八まで、五二三の二から五二三の三〇まで、五二三の三三、五二三の三四、五二四、五二四第一から五二四第八まで、字荒ヶ埜八九〇の三・八九〇の四・字雁尾八九五の一・八九五の四・字田床八九九の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字たたら九一四、字上タタラ九一五の一、九一五の六、九一五の九、字たゝら九一五の三、九一五の四、九一六の一、字梅ヶ迫九七六、一〇三一一
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(四〇八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年十月七日から平成二十九年二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス望町店

所在地 下松市望町二丁目二七四の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年五月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七〇四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六八台

(二) 駐輪場の収容台数

一二台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

(四〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十月七日から平成二十九年二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	宇部市大字際波一六〇二の一	宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

四 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十二年五月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社オカノベーカーリー	岡野食品産業株式会社	株式会社オカノベーカーリー
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	岡野 吉純	宇野 和仁

四 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十六年十二月一日

(四一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月二十七日山口県公告(二二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり

下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月七日から同年十一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー滝部店

所在地 下関市豊北町大字滝部九〇二の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(四一一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月二十七日山口県公告(二二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月七日から同年十一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスワイシヨッピングセンター

所在地 山口市赤妻町二五三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一二) 平成二十八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十八年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 講習会の種別
家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所
防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間
平成二十八年十一月七日(月曜日)から同年十二月七日(水曜日)まで
- 四 受講者の定員
十五人
- 五 講習に係る家畜の種類
牛
- 六 講習科目

実習	区 分		科 目
	学 科	専 門 科 目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	一般科目	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精
	専門科目	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	

- 七 受講申込書の提出期限
平成二十八年十月二十日(木曜日)
- 八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料
一万八千四百十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。
この収入証紙には、消印をしないこと。
- 十一 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(四一三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字田邨及び字山本
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市鐘楼町三番一号
三和土地建物株式会社



山口県公安委員会告示第五十五号

警備法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十八年十月七日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
 - (一) 種別及び級
 - 空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)
 - (二) 定員 五十人
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十八年十一月十日(木曜日)の午前九時から正午まで
 - (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
- 三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年十月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一〇)にすること。

平成二十八年十月七日印刷

発行所

山口県知事